

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和8年6月3日

秋田市長 沼谷 純

### 第1 入札に関する事項

1 件名	秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託
2 仕様書	別紙のとおり
3 履行場所	秋田公立美術大学附属高等学院(秋田市新屋大川町12番3号)
4 履行期間	契約締結日の翌日から令和8年9月30日(水)まで
5 入札参加要件	(1) 本委託を遂行するための有資格者(一級建築士又は二級建築士、建築設備検査員および防火設備検査員)を雇用し、検査員等として配置できる者であること。 (2) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 (3) 市税に滞納がある者ではないこと。 (4) 秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関を有する者ではないこと。 (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
6 入札参加申込	
受付期間	令和8年6月3日(水)から令和8年6月10日(水)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後4時まで)
受付場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 事務室
7 指名(非指名)通知	令和8年6月15日(月)までに電子メールまたはFAXで通知する。
8 入札	
日時	令和8年6月19日(金)午前11時
場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 進路学習室
入札保証金	入札金額の5/100以上(1円未満切上) ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定(※)のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除

	<p>されます。納付方法および免除手続きなどについては、別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。</p> <p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
9 契 約 日	令和8年6月25日（木）（予定）

## 第2 注意事項

### 1 入札参加申込みについて

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
  - イ 誓約書（様式2）
  - ウ 納税証明書（「市税に未納がない証明書（秋田市発行）」）
    - ※納期到来分の市税に未納がないことが分かる証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可））
    - （秋田市に課税されていない場合はエの書類を市民税課に提示する必要があります。）
  - エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
    - ※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
  - オ 配置資格者確認書（様式6）
  - カ 入札保証金免除申請書（入保様式1）
    - 入札保証金の免除規定に該当し、免除を希望する場合のみ提出すること。
- (2) 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (3) 申込書等の様式は、秋田公立美術大学附属高等学院ホームページから入手すること。

### 2 指名について

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知は、電子メール又はFAXで行う。

### 3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- (5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- (6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 第3 その他

- 1 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 問合せ先

秋田公立美術大学附属高等学院 事務室

電 話 018-828-4127

F A X 018-828-0811

メール ro-edas@city.akita.lg.jp

## 秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託仕様書

1 業務名 秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託

2 履行期間 契約締結の翌日から令和8年9月30日まで

3 業務対象建物概要

- (1) 施設名称：秋田公立美術大学附属高等学院
- (2) 所在地：秋田市新屋大川町12番3号
- (3) 構造：RC+S造2階建て
- (4) 床面積：3,455.54 m<sup>2</sup>
- (5) 竣工：平成6年

4 目的

秋田公立美術大学附属高等学院について、建築設備・防火設備の状況を確認し、安全性を確保するため点検を行うものである。

5 業務内容

建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を行い、次の書類を作成する。

- (1) 定期点検結果報告書
- (2) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）
- (3) 定期点検結果表
- (4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）
- (5) 改善を要する項目についての改善案および改善概算費用報告書

6 点検業務要領

- (1) 点検は、定期点検適用基準により、安全、防災事項に重点をおいて行うこと。
- (2) 点検は、目視点検と軽打又は指触等により行うこと。
- (3) 検査対象設備の保守状況を確認すること。
- (4) 諸法律に基づく点検記録があるものは、点検内容が適合することを確認の上、点検を省略することができる。
- (5) 要是正箇所等については、関係写真を添付すること。
- (6) 点検結果図は、点検結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置と内容を図面に要領よく記載すること。

(7) 点検の結果、改善を要する項目については、対策案および必要となる概算費用を報告すること。

また、対象機器の精密な調査および分解点検、破壊調査等の高度な試験が必要となる場合についても、その概算費用を報告すること。

(8) 定期点検の適用基準については、次の適用基準書によって行うこと。

ア 建築設備定期検査業務基準書（(一財)日本建築設備・昇降機センター）

イ 特定建築物定期調査業務基準（(一財)日本建築防災協会）

ウ 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（(一財)建築保全センター）

エ 防火設備定期検査業務基準（(一財)日本建築防災協会）

## 7 点検者の資格

(1) 定期点検を行うに当たり、必要となる資格者等は次のいずれかとする。

ア 一級建築士又は二級建築士

イ 建築設備検査員（建築設備のみ）

ウ 防火設備検査員（防火設備のみ）

## 8 貸与資料

(1) 発注者は、本業務の実施に当たり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与するものとする。

(2) 受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後、直ちに返却するものとする。

(3) 受託者は、貸与された資料については、その重要性を勘案し、取扱いおよび保管に十分注意するものとし、第三者への貸与等をしてはならない。

## 9 成果品

報告書は、A4サイズファイル製本2部と電子化した記録メディア（ウイルスチェックを実施したCD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

(1) 定期点検結果報告書

(2) 関係写真（点検結果に基づき必要な写真を添付すること。）

(3) 定期点検結果表

(4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）

(5) 改善を要する項目についての改善案および改善概算費用報告書

(6) その他（打合せ記録、現地調査記録等）

## 10 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了に当たり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者および照査技術者届（経歴書を添付すること。）
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了報告書
- (5) 納品書

## 11 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は、発注者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 12 成果の補足、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により、補足および修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

## 13 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を、第三者に漏らしてはならない。

## 14 個人情報の取扱い

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについて十分注意すること。

## 15 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議の上、これを定め、業務を円滑に実施することとする。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託業者選定届を提出し、承諾を得ること。また、承諾を得て再委託した場合は、再委託契約書の写しを後日提出すること。

# 設 計 書

契約番号					
番 号	第 4 号				
年 度	令和 8 年度	作成年月日			
件 名	秋田公立美術大学附属高等学院 建築設備・防火設備定期点検業務委託		概 要 秋田公立美術大学附属高等学院における建築設備および防火設備定期点検業務を建築基準法第12条第4項の規定により実施するもの		
履 行 場 所	秋田市新屋大川町12番3号		R C + S 造 2 階 建 て 3,455.54㎡		
設 計 金 額	円也		1 建築設備 換気設備、給排水設備		
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)		2 防火設備 防火扉、防火シャッター		
契 約 期 間	契 約 締 結 日 の 翌 日 から 令 和 8 年 9 月 3 0 日 まで		※アスベスト、PCBの含有調査は別途とする。		

名 称	品質、形状寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託						
内 訳 明 細 書						
秋田公立美術大学附属高等学院						
I 点検業務	RC+S造2階建て 3,455.54m <sup>2</sup>					1 + 2
1 建築設備点検						
a 換気設備	20台		人			
b 給排水設備			人			
計						a + b
2 防火設備点検						
a 防火戸	煙感連動防火扉 2箇所 w5.0×H3.0m程度		式			
b 防火シャッター	煙感連動防火扉 1箇所 w5.0×H3.0m程度		式			
計						a + b

名 称	品質、形状寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
Ⅱ 報告書作成業務						
1 建築設備点検			式			
2 防火設備点検			式			
3 是正箇所の概算			式			改善を要する箇所について概算費用を算出
計						1 + 2 + 3
Ⅲ 諸経費						
1 諸経費			式			
点検業務価格						I + II + III
計						
消費税および地方消費税 (10%)						
合 計						

# 入札心得

(秋田公立美術大学附属高等学校)

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾の上、入札してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前には別紙様式「入札参加辞退届」を、入札執行中には「入札参加辞退届」又はその旨を明記した入札書を開札までに、入札執行担当者に提出してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札案件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。なお、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

- 5 入札書には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）を記載してください。なお、落札金額および契約金額は、入札金額に消費税および地方消費税相当額（入札金額の100分の10）を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
- (2) 1 回目の入札において、参加者が 1 名であるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について 2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格が設定されている入札においては、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

13 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

14 入札回数は、2回を限度とします。

なお、最終入札の結果、最低価格と予定価格との間に相当の差があり、入札執行者が随意契約が不相当と判断したときは、指名替えを行うことがあります。

(再度の入札に参加できない者)

15 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

16 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(落札の無効)

17 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(保証人)

18 落札者は、契約の締結に際し、契約保証金を納付してください。なお、契約保証金の納付に代えて当該契約の履行を保証する保証人を立てることができます。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

19 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格および業務施行能力を有する者で、入札参加業者以外の業者としてください。ただし、入札参加業者以外に保証人となることができる業者がないときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

20 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

## 入札保証金の取扱いに係る説明書

(件名 秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託)

(秋田公立美術大学附属高等学院)

### 1 入札保証

秋田市財務規則第 109 条の規定により、入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の 100 分の 5 以上の入札保証金の納付又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保の提供をしなければならない。

ただし、(2)のいずれかの事由に該当する場合は、これを免除する。

#### (1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 国債又は地方債

イ 特別の法律により法人の発行する債券および市長が確実と認める社債券

ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形

エ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（自社振り出しの小切手は不可）

オ 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

カ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

キ インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

#### (2) 入札保証金の納付を免除する事由

ア 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加者が過去 2 年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 2 入札保証金

入札保証金は、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切り上げ）

### 3 入札保証金の免除について

1 (2)のいずれかに該当し、免除を希望する入札参加者は、「入札保証金免除申請書」（入保様式 1）を記入し、必要書類を添付の上、入札参加申込書と一緒に当校に提出すること。審査の上、結果を通知する。

### 4 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供の方法

入札参加者は、入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供を次のいずれかの方法により行うこと。

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

入札参加者は、事前に当校に電話連絡の上「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」（入保様式2）を提出し、入札保証金の納付書の発行を受け金融機関で納付すること。

納付後、入札開始30分前までに、納付済の領収書を当校に提出すること。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は、事前に当校に電話連絡の上、有価証券等と必要事項を記載した「入札保証金の納付に代わる担保の提供」（入保様式3）を入札開始30分前までに、当校に提出し、「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」を受領すること。

**5 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効**

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供がないもの（入札保証金が免除されている場合を除く。）

(2) 入札保証金の金額又は入札保証金の納付に代わる担保の金額が規定の額に不足するもの

**6 入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の返還**

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は落札者の決定後、次の方法により返還する。ただし、落札者は入札保証金を契約保証金に振り替えることができるため落札後に当校と協議する。

(1) 入札保証金を現金で納付した場合

入札参加者は必要事項を記載した「入札保証金払出請求書」（入保様式4）を当校に提出する。なお、振込まではおおよそ2週間程度要する。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は有価証券等を提出した際に受領した「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」に必要事項を記載し、当校へ提出し、これと引き換えに、有価証券等を受領する。

**7 落札者が契約を締結しない場合の取扱い**

落札者が契約を締結しない場合、入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は返還しない。入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときは、その定めに従って保険金又は保証金を請求する。

**8 費用の負担**

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の提供に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

**9 その他**

(1) 収入印紙（200円）が必要となる場合は、忘れずに貼付すること。

(2) 還付（返還）までの期間の利息は付さないものとする。